

鹿児島県作業療法士協会永年会員・名誉会員規程

第1条【目的】

鹿児島県作業療法士協会（以下「本協会」という。）は、本協会の発展と、作業療法の発展に貢献した個人の功労を称えるために、永年会員および名誉会員の制度を設けるとともに、本協会の人的財産として位置づけることを目的とする。

第2条【永年会員の資格】

満60歳に達している正会員で、永年通算20年以上本協会に在籍した者を理事会に候補者として推薦し、理事会の賛同を得た者を永年会員とする。

第3条【名誉会員の資格】

永年会員の資格と同等の資格を有し、以下の各号のいずれかに該当する者を理事会に候補者として推薦し、理事会の賛同を得た者を総会に発議し、その推戴について承認された者を名誉会員とする。

- (1) 会長を務めた者。
- (2) 副会長を2期（4年）以上務めた者。
- (3) 副会長を1期（2年）、理事（副会長期間を除く）を2期（4年）以上務めた者。
- (4) 理事を4期（8年）以上務めた者。
- (5) 永年会員の内、本協会の発展および作業療法の発展に著しく貢献したと認められた者。

第4条【永年会員、名誉会員の会費、退会、機能等】

永年会員、名誉会員に対しては、次年度以降の年会費、年次学会参加費を免除する。永年会員、名誉会員の退会と除名は本協会定款第8条と第9条にしたがう。永年会員、名誉会員は総会ならびに協会事業および会議等に参加し、意見する権利を有しない。

第5条【永年会員、名誉会員の資格の一時停止】

永年会員、名誉会員は、本人からの申し出により、その資格を一時的に停止して、正会員に復帰することができる。この場合、後に本人の申し出により、理事会の承認を経て、永年会員、名誉会員に復帰することができる。

第6条【名誉会員の公表】

名誉会員の氏名は、本会ホームページに記載して公表する。

附則1 本規定は令和5年6月1日より施行する。

附則2 本規程の改定は理事会の議決により行う。ただし特定の会員が著しく不利益となるような改定を行ってはならない。

令和5年5月23日制定